

「北海道交通事故対策検討委員会」設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「北海道交通事故対策検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討委員会は、北海道内で行われている交通安全分野における「成果を上げるマネジメント」等に関して、専門的知見からの意見を得ることを目的として設置する。

(組織)

第3条 検討委員会は、別紙1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 検討委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 委員長に事故あるときは、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第4条 検討委員会は、必要に応じ委員長が招集し運営する。

- 2 委員は、委員長に対して検討委員会の開催を求めることができる。
- 3 委員長は、必要に応じ委員以外の者に検討委員会への参加を求めることができる。

(幹事会)

第5条 検討委員会の所掌する協議事項について、調査審議するため、検討委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げるメンバーをもって組織する。
- 3 幹事会は、必要に応じ事務局が招集し運営する。
- 4 幹事会メンバーは、事務局に対して幹事会の開催を求めることができる。
- 5 幹事会の審議結果について、検討委員会に報告するものとする。

(事務局)

第6条 検討委員会及び幹事会の事務局は、北海道開発局建設部道路維持課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱の改正は、委員長が検討委員会に諮って行う。

- 2 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は平成22年11月11日から施行する。
- 2 この要綱は平成25年 3月 1日から施行する。
- 3 この要綱は平成25年 4月 19日から施行する。
- 4 この要綱は平成25年10月 8日から施行する。
- 5 この要綱は平成28年 2月 25日から施行する。
- 6 この要綱は令和 元年 9月 25日から施行する。
- 7 この要綱は令和 4年 9月 27日から施行する。
- 8 この要綱は令和 5年 3月 23日から施行する。
- 9 この要綱は令和 7年 3月 10日から施行する。

「北海道交通事故対策検討委員会」委員

<学識経験者等>

北海道大学 名誉教授

北見工業大学 地域未来デザイン工学科 教授

(一財)北海道交通安全協会 交通安全推進部長

(公社)北海道交通安全推進委員会 事務局次長

<行政関係者>

北海道 建設部 土木局 道路課長

北海道 環境生活部 くらし安全局 道民生活課交通安全担当課長

札幌市 建設局 土木部長

東日本高速道路株式会社 北海道支社 道路事業部 交通技術課長

北海道警察本部 交通部 参事官兼交通企画課長

北海道警察本部 交通部 交通規制課長

国土交通省 北海道開発局 建設部 道路計画課長

国土交通省 北海道開発局 建設部 道路維持課長

国土交通省 北海道開発局 建設部 地方整備課長

「幹事会」メンバー

北海道 建設部 土木局 道路課 道路計画グループ主幹

北海道 建設部 土木局 道路課 高速道・市町村道グループ主幹

北海道 環境生活部 くらし安全局 道民生活課交通安全担当課長補佐

札幌市 建設局 土木部 道路課 計画担当課長

東日本高速道路株式会社 北海道支社 道路事業部 交通技術課 課長代理

北海道警察本部 交通部 交通企画課 交通安全対策担当課長補佐

北海道警察本部 交通部 交通企画課 事故分析担当課長補佐

北海道警察本部 交通部 交通規制課 規制第三担当課長補佐

国土交通省 北海道開発局 建設部 道路計画課 課長補佐

国土交通省 北海道開発局 建設部 道路維持課 特定道路事業対策官

国土交通省 北海道開発局 建設部 地方整備課 地域事業管理官